

福山市商業施設リノベーション再生事業の運営事業者について、プロポーザル方式により選定するので、参加を希望する者は以下の手続を行ってください。

2020年（令和2年）11月25日

福山市長 枝 廣 直 幹

## 1 事業概要

### (1) 事業名

福山市商業施設リノベーション再生事業運営事業者公募

### (2) 事業場所

福山市商業施設本館（第1駐車場を含む。）、第2駐車場、第3駐車場  
（福山市西町一丁目1番1ほか）

### (3) 事業内容

福山市商業施設リノベーション再生事業運営事業者公募要項（以下「公募要項」という。）に定めるところによる。

### (4) 契約期間

供用開始の日から最長7年間を上限として応募者が提案する期間

## 2 参考賃料

公募要項に定めるところによる。

## 3 参加資格

本選定への応募にあたっては、この公告の日を基準日（次のうち、(3)を除く。）として、次に掲げる資格要件を全て満たす企業、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人格を有する団体、又は複数の団体等から構成するコンソーシアムが参加することができる。コンソーシアムで応募する場合は、全ての構成員が資格要件を満たす必要がある。

コンソーシアムの各構成員は複数のコンソーシアムに所属することはできない。また、コンソーシアムに所属しながら単独団体として参加することはできない。

コンソーシアムで応募する場合、提案された事業の実施（損害賠償を含む。）については各構成員が連帯して責任を負うものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生

法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当しない者であること。

#### 4 評価基準及び評価項目

公募要項に定めるところによる。

#### 5 事業候補者の選定

事業候補者の選定にあたっては、福山市商業施設リノベーション再生事業運営事業者評価員（以下「評価員」という。）が提案内容を評価する。評価員による評価が高い順に、事業候補者 1 者、次順位者 1 者を選定する。ただし、その選定にあたっては、公募要項「3 採点方法、P. 31」により失格となった者は対象外とする。

#### 6 参加申込の手続等

- (1) 参加表明書・企画提案書の提出先

福山市建設局福山駅前再生推進部福山駅前再生推進室

住 所：福山市東桜町 3 番 5 号

電 話：084-928-1094

E-mail：ekimae-saisei@city.fukuyama.hiroshima.jp

- (2) スケジュール

2020 年（令和 2 年）	11 月 25 日（水）	公告 公募要項公表 説明会申込受付開始 参加表明書受付開始 質問受付開始
	12 月 2 日（水）	説明会申込締切
	12 月 4 日（金）	説明会開催
2021 年（令和 3 年）	1 月 4 日（月）	参加表明書受付締切 質問受付締切
	1 月中旬	資格審査結果の通知 質問への回答期限

		※回答は、順次福山市ホームページで公開します。
	1月20日（水）	企画提案書受付開始
	2月3日（水）	企画提案書受付締切
	2月15日（月）	プレゼンテーション
	2月下旬	事業候補者の決定、通知
	3月	基本協定の締結
	3月頃から	設計業務の発注（市発注分）
	5月頃	市民参加型イベント（プレゼン大会、マルシェなど）（1回目）
	7月頃まで	契約の締結
	8月頃	市民参加型イベント（プレゼン大会、マルシェなど）（2回目）
	8月頃から	工事の発注（市発注分）
2022年（令和4年）	1月頃から	工事（運営事業者発注分）
	4月	リニューアルオープン

(3) 公募要項等の配布期間及び入手方法

ア 配布期間

公告の日から 2021 年（令和 3 年）1 月 4 日（月）まで

イ 入手方法

福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/ekimaesaisei/>) からダウンロードすること。

(4) 参加表明書又は企画提案書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

ア 1 者のみの場合

当該 1 者について参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価員により提案内容を評価する。

イ いない場合

本選定を取り止め、改めて選定を行うものとする。

## 7 基本協定及び契約の締結

(1) 事業候補者は、選定後、本市と本事業に係る基本協定を締結するものとする。基本協定は、本選定により事業候補者が選定されたことを確認し、本市と事業候補者が定期建物賃貸借契約を締結することに向けて、双方の了解事項等を確認するために締結するものである。

(2) 事業候補者は、基本協定の締結後、本市と契約締結に向けた協議を行い、契約条件を

確定した後、2021年（令和3年）7月頃を目途に契約を締結するものとする。事業候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、本市は次順位者と契約交渉を行うものとする。

## 8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。事業候補者の決定の日から契約を締結するまでの間において判明した場合も同様とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 故意又は過失により提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (4) 公募要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) 公募要項「4・(2)参加者の資格, P.25」に記載した資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) その他、法令及び公募要項に基づく福山市からの指示に違反した場合

## 9 その他

詳細は公募要項に定めるところによる。